

写

松 監 第 5 3 号

令 和 2 年 8 月 4 日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市監査委員 高 橋 正 剛

同 三 好 徹

同 伊 東 英 一

同 二階堂 剛

令和元年度松戸市資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づいて審査に付された令和元年度松戸市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。



令和元年度松戸市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和元年度松戸市資金不足比率（松戸市水道事業会計、松戸市病院事業会計、松戸市下水道事業会計、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計）
上記の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定書類」という。）

第2 審査の期間

令和2年7月2日から令和2年8月4日まで

第3 審査の手続

審査に付された令和元年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し、適正に算定されているかを確認するために、算定書類を照合し、審査を行った。
なお、審査にあたっては、関係職員の説明を求めたほか、当年度実施した例月現金出納検査等の結果をも参考とした。

第4 審査の結果

審査に付された次の令和元年度決算に係る資金不足比率は、いずれも関係法令等に準拠して算定されており、算定書類を精査照合した結果、適正であると認められた。

○資金不足比率

資金不足比率	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準
水道事業会計	— % (-126.6 %)	— % (-122.3 %)	20.0%
病院事業会計	— % (-20.5 %)	— % (-22.0 %)	
下水道事業会計 ^注	— % (-14.5 %)	— % (-6.8 %)	
公設地方卸売市場 事業特別会計	— % (-23.3 %)	— % (-30.8 %)	

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「— %」で表示している。

なお、()内のマイナスの数値は参考として、資金剰余の程度を表示したものである。

注 下水道事業会計は、平成30年度から地方公営企業の財務事項に関する規定を適用している。

第5 審査意見

資金不足比率は、いずれの会計においても経営健全化基準を下回っており、経営の健全性は保たれている。